

平成29年2月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時 平成29年3月8日(水) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時44分

場所 第3委員会室

出席委員 土屋恵一委員長
新井豪副委員長
宇田川幸夫委員、永瀬秀樹委員、柿沼トミ子委員、齊藤邦明委員、
小谷野五雄委員、水村篤弘委員、吉田芳朝委員、岡重夫委員、藤林富美雄委員、
木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [企画財政部]
中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、土田保浩地域政策局長、
小松原誠改革推進課長、竹中健司地域政策課長、加藤繁企画総務課長、
徳重覚市町村課長
[総務部]
澁澤陽平管財課長
[県民生活部]
松本晃彦参事兼防犯・交通安全課長、若松孝治国際課副課長
[環境部]
長谷川雅之大気環境課副課長
[福祉部]
瀧本治高齢者福祉課副課長
[産業労働部]
草野忠幸企業立地課副課長
[農林部]
山崎達也農業政策課長
[県土整備部]
秋山栄一水辺再生課長

会議に付した事件
行財政改革について

小谷野委員

企業が求める土地は広く価格の安い場所である。どうしても農地転用が必要であるが、農地転用許可権限の移譲について詳しく説明してほしい。

農業政策課長

権限移譲であって、運用や法律の中身が変わるのものではないが、一定のスピードアップは図られる。例えば、4ヘクタールを超えるものは国との協議が残るものの、県の権限となった。標準的な事務処理期間は12週間から3週間短縮されて、9週間となる。実際には案件により調整が多岐にわたるため時間がかかる場合もある。できる限り、庁内調整を図りながらスピードアップに努めていきたい。また、市町村への移譲については、これまでさいたま市と草加市に権限を移譲している。進まない理由を分析すると、権限を移譲されると農地転用違反指導や審査請求事務などの義務も生じる。また、地元に近いことから利害関係に左右されやすいことや専門職員も育っていなかったこともある。今回、久喜市、加須市、蓮田市に移譲したこともあり、今後とも移譲を支援していきたい。

小谷野委員

農地転用に時間がかかると企業は待てない。地域を良く知る市町村に積極的に権限移譲しなければならない。企業誘致の立場からは産業用地創出にどのように取り組んでいるのか。

企業立地課副課長

都市整備部が主体となり、「田園都市産業ゾーン基本方針」を策定しており、周辺環境との調和を図りながら、産業基盤の整備を積極的に行うため、農林部、環境部、都市整備部などの庁内関係部局や市町村と連携して産業用地創出に取り組んでいる。

小谷野委員

圏央道の順次開通が進む今が最大のチャンスである。広い土地は農地しかない。年間50件に満足し、これまでと同じことをするのではなく、県として国に訴えていくなど更なる取組が必要であるかどうか。

企業立地課副課長

委員と同様の考えである。現在、産業団地のストックは1区画0.7ヘクタールしかなく、大量の産業団地を抱える近県との競争の激しさも増しており、産業用地の創出が最大の課題と認識している。また、企業局が新規分譲を行ってもすぐに完売してしまいストックが増えない。企業誘致する側としては、スピード感を持った開発が必要と考えている。新しい「田園都市産業ゾーン基本方針」では5年間で300ヘクタールの用地を創り出すことを検討している。今後も、関連部局と連携して企業誘致に取り組んでいく。

宇田川委員

国管理河川における河川敷地の利活用について、県はどのように進めていく考えか。

水辺再生課長

県管理河川については、国による河川占用許可準則の改正により規制緩和された基準を適用し、利活用を推進すべく取り組んでいる。国管理河川においても、法改正により利活用が可能である。実施に当たっては、地元市町村の利活用計画が非常に大切である。利活用したいという地元の意向があれば、県としても知恵を出しながら、国との協議の窓口となるなど協力していく。

宇田川委員

国の堤防改修工事において、県が調整に入り、国から予算を引っ張ってくることはできないか。

水辺再生課長

地元市町村の計画に具体性があれば、国の予算による直轄の工事の中で進めるなど工夫のノウハウは県で持っている。地元市町村の利活用についての相談の中で協力したい。

宇田川委員

市町村が計画を作れば、県が調整に入って、国直轄の河川の利活用も進めていけるといふことか。

水辺再生課長

法改正の趣旨は地域振興のための緩和である。計画の内容が具体的であって、地元市町村の地域振興に資する内容になっていることが必要である。県が窓口となって国の事務所に相談している市もある。その際、地元市の計画をもう少し詰めていく必要があるとのことであったため、そのことを地元市には投げ掛けている。直轄河川での利活用の可否については、河川管理者である国の判断になる。その判断は個別案件ごとに異なる。計画が地域振興に資すると認められ、活用の方針や占用、利活用の内容が認められた場合に手続に従って進めていくことになる。

宇田川委員

再度確認になるが、市町村が作った計画がうまく進んでいけば、直轄の河川も進めていけるといふことか。

水辺再生課長

個別案件によって異なってくる部分もあることから、しっかりと相談に乗っていく。

宇田川委員

国との調整がうまくいけば進められるといふことか。

水辺再生課長

河川管理者の判断になることから、できる限り国と市町村の間に入り、計画が進められるようにしたい。

吉田委員

1 権限移譲には財源の裏付けを伴うことが必要と考えるが、市町村へ財源についてアピ

ールしているのか。また、不満などは市町村から聞いているか。

2 権限移譲により県の事務が減ると職員定数などに影響はあるのか。

地域政策課長

- 1 移譲した事務の処理に要する経費は「埼玉県分権推進交付金」として措置している。交付金の算定基準を見直す際にアンケートを取っており、約92パーセントの市町村から問題ないとの旨の回答があった。したがって、市町村の企画部門はよく知っていると思われるが、更に市町村内での周知を進めるように伝える。
- 2 パスポートの交付事務などで移譲が進んできたが、一部の市町村に移譲がされていない場合、県の事務が完全になくなるということでもない。第五次権限移譲方針では、そのようなまだらな状況の解消が重要との認識により権限移譲に取り組んでいく。

吉田委員

例えば、春日部市が旅券の権限移譲を受けていないのは、県パスポートセンターが市内にあるからではないか。財源措置されることが周知されれば受けるのではないか。

国際課副課長

春日部市は市庁舎の中で旅券事務を実施するスペースなどが課題となっているとのことである。今後も、県としてはワンストップで申請ができるなど市民サービスの向上につながることを説明していく。

木下委員

県庁改革において、職員が常に変革する意思を持つため、そしてスピード感を持つためにどんな取組をしたのか。

改革推進課長

資料には県庁改革として主に分かりやすいものという視点から3つを挙げた。この前提として、スピードアップなどの意識改革が重要になってくる。その点から、もし埼玉県庁が株式会社だったらどうするのかという取組を進めている。この取組を通して、各所属で意見を出し合い改善取組の議論を進める中で、意識改革を進めている。この取組では、本業の改善も進めており、全国モデルになるような事例も出てきている。こうした取組を通じて着実に少しずつ職員が変化していると考えている。

木下委員

研修などで意識改革につながる行動を促すプランを徹底したというのではなく、各所属で意見を出し合ったということであるが、常に変革する意思を持つ、スピード感を持つために、全庁で取組を徹底したということはないのか。

改革推進課長

行財政戦略プログラムで掲げている県庁改革の取組を進めることで、職員に対して行財政改革に取り組む姿勢等をよく理解してもらうものである。各部局横断的な組織として置いている行財政改革推進委員会等を使い、行財政戦略プログラムの取組状況の把握や進行管理をしっかりと行っている。更なる取組が必要であればそこで進めているところである。

永瀬委員

- 1 青色防犯パトロール車両の普及・拡大について、実績が目標である800台に達していないが、その理由と今後の取組について伺う。
- 2 行財政戦略プログラムの取組により市町村への権限移譲を進めると市町村の職員数にも影響があると思うがどうか。
- 3 知事部局の職員定数の適切な管理について、行財政改革の狙いは財政の健全化も含め県民サービスの向上に包含されると思うが、平成28年4月の組織・定数改正で105人増員、105人削減した主な分野を教えてください。
- 4 長寿命化やコストの縮減を図るため長期保全計画を策定しているとのことだが、全体の削減額は出ているのか。

防犯・交通安全課長

- 1 青色防犯パトロール車両の台数が増やせなかった理由は、わがまち防犯隊の団体数が多い中で、徒歩によるパトロールが主流になっていること、団体の構成員は高齢者や女性が多く、運転に不安を感じる方がいること、ガソリン代など車両維持費がかかることなどが挙げられる。今後の取組の方向として、例えば市町村の公用車を団体に貸与することなどにより団体の負担を軽減していきたい。特に平成28年度から市町村や事業者等に働き掛けを行っている。その結果、青色防犯パトロール車両は、平成27年度は14台しか増加しなかったが、平成28年度は100台を超える増加となった。今後も市町村、事業者への働き掛けを行っていく。

市町村課長

- 2 平成28年度の県内市町村の職員数は、平成27年度と比較して40人減となっている。市町村への権限移譲による影響については把握していないが、市町村が適正な定員管理を行った結果と考える。

改革推進課長

- 3 増員した主な分野は、「稼ぐ力」の強化、シニア革命の推進、子育ての安心、大規模災害への備えなどであり、これらに重点的に配置した。削減については、事務事業の見直し、具体的には熊谷ドームの復旧工事が終了したことや権限移譲などにより職員を減員した。

管財課長

- 4 長期保全計画については、平成27年度は本庁・地方庁舎など14施設、平成28年度は保健所などで策定しており、平成30年度までに知事部局が所管する約130の施設で策定する予定である。施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減及び将来の財政負担の平準化を目的に策定を進めており、具体的な削減額ははっきりとは分からない。長期保全計画の成果といえるかどうか今後精査する必要があるが、一般施設の修繕等の予算額は、当初予算ベースで平成28年度が346億円、平成29年度案では319億円であり、若干ではあるが減っている。

永瀬委員

- 1 職員定数について、どこを増やして、どこを減らすのかを客観的に見てきちんと決め

てやっていかないと、プラスマイナスゼロが結果的に偶然だったということがあり得るのではないかと思うがいかがか。また、熊谷県土整備事務所の減員という話があったが、今回の行財政改革の取組による権限移譲に伴うマンパワーの減は、どのように反映されたのかが分からなかったので、もう一度伺いたい。

- 2 県職員の定数管理だけでなく市町村の職員数も把握していく必要があると考えるがどうか。
- 3 長期保全計画について、削減額がはっきりと分からないというのは理解できるが、数値的な目標は立てないのか。

改革推進課長

- 1 先ほど申し上げたのは熊谷ドームの復旧工事の終了に伴う減員であり、具体的には営繕工事事務所で1人減員している。権限移譲については、パスポートの権限移譲で1人、開発許可事務の権限移譲で1人減員している。職員定数全体については、現行定数を基本とすることが基本的な考えであり、減らすところはしっかり減らした上で、増員すべき重点施策分野はしっかり増員するという考えでやっており、結果として増減同じ人数になっている。

市町村課長

- 2 毎年、県内市町村に対して定員管理調査を行い職員数を把握している。今後も業務内容を踏まえて適正に定員管理を行うよう市町村に対して助言していく。

管財課長

- 3 削減額の数値目標を設定できないか内部でも検討した。平成30年度に全ての長期保全計画が出そろった段階で全体の修繕費用を出すことはできるが、これまでの壊れたら直すといった対症療法的に行った場合の修繕費用を推計することが困難なため、両者を比較することは難しい。しかし、何らかの数値目標は必要だと考えており、「平準化率」を数値目標として設定できないか検討している。長期保全計画策定の目的の一つに将来の財政負担の平準化がある。計画による修繕費用は年度間のばらつきがあるため、費用が最大となる年度と最低となる年度の差を圧縮して一定の範囲内に抑えることを数値目標として設定したいと考えている。

水村委員

- 1 移譲事務法律数が96法律で全国5位とあるが、全国的な状況を教えてほしい。
- 2 市町村に権限を移譲したことで、事務処理時間が長くなった、許認可基準が緩くなったなどの例はあるのか。それをどのように把握しているのか。

地域政策課長

- 1 各都道府県で事務の捉え方は異なっており、全国的な比較が可能な移譲法律数でカウントさせていただいている。
- 2 基本的に市町村は住民サービスの向上に資すると判断した事務を受け入れていると考えている。標準処理期間を定める事務については、県の標準処理期間と異なる期間を定めている市町村もあると思われるが、市町村で受け付け、県への経由期間を考えるとトータルで処理時間は短くなっている事務が多いと考えている。また、移譲した許認可事

務の多くは、県の条例などの基準に沿っており、大幅に基準が変わったということは聞いていない。各事務について、移譲後のデメリットなどに関する具体的な調査は行ってない。

水村委員

- 1 移譲事務法律数の全国1位の県と最下位の県を教えてください。
- 2 権限移譲後の追跡調査のようなことはしているのか。

地域政策課長

- 1 1位は静岡県で128法律、最下位は把握していないが、10位の北海道が80法律なので、それより大きく下回ると思われる。
- 2 毎年、全市町村と意見交換を行っており、その中で移譲後の事務の状況などについて確認することができる。第五次権限移譲方針では、移譲後の市町村の支援について明記しており、そういったフォローアップ体制の充実に取り組んでいく。

岡委員

農地転用について、国との協議に当たり、国が重視していることは何か。

農業政策課長

関東農政局と協議することとなるが、農地転用においては、なぜその場所でなければならないのか、どれくらいの面積がなぜ必要なのかを整理する必要がある。農振農用地、いわゆる青地であれば、それ以外の白地で空いている場所がないかということ整理する必要がある。また、土地改良事業などの農業投資がされている場合があり、営農への支障など様々な観点の調整を農政局内部で検討することとなる。その質問に一つ一つ答えることとなるため時間もかかる。

岡委員

白岡市の産業団地の際も協議に時間がかかったと聞いている。その中で、水田と畑では、食料自給率の観点から水田の方が許可がされにくいと聞いたがどうか。

農業政策課長

今まで調整した中では、田と畑で調整に違いがあったということはない。

岡委員

市町村が土地利用計画を変更し転用しようとする場合に、事前調整をしておけばスムーズと考える。市町村と県は事務調整をしているのか。

農業政策課長

調整はしているが、土地の利用計画のため、都市整備部の開発担当セクションが相談を受けることとなる。圏央道沿線であれば田園都市づくり課が窓口となり、市町村と調整することとなる。

藤林委員

- 1 青色防犯パトロール車両の普及促進と支援について、今後、市町村の公用車を活用していくのか。また、ボランティアの費用負担などの支援策をどう考えるか伺う。

- 2 圏央道が県内全線開通した現在、企業誘致も戦略を持って取り組んでいく必要がある。そのためには経済効果や雇用などで明確な数字が出せなければ意味がない。経済効果について数字を示してほしい。

防犯・交通安全課長

- 1 今後の取組としては、市町村の公用車の活用を考えている。取組の一つは市町村職員自らが青色防犯パトロールを行ってもらうもので、もう一つは公用車を地域のボランティアに貸し出してもらうものである。車両の維持費は市町村になることからボランティアの負担がなくなる。現在、21市町で約50台の公用車を青色防犯パトロール車両として貸出しを行っている。また、ボランティアの費用負担については、現在、県では青色防犯パトロールを始める団体に対して、青色回転灯、マグネットシート、ジャンパー、帽子等の提供により負担を軽減している。今後、青色回転灯が傷んだときなど、その団体にも装備品を提供できないか検討していく。

企業立地課副課長

- 2 計画期間の3年間における企業立地件数は189件、新規雇用者数は計画ベースで5,913人である。税金については正確な数字を出すのが難しく把握し得る範囲の数字となるが、これまでに立地した企業に係る平成27年度の税金は、法人県民税及び法人事業税、不動産取得税の県税が114億円、市町村民税と固定資産税の市町村税が101億円であり、合計で215億円となっている。

藤林委員

- 1 青色防犯パトロールについて、市町村の今ある公用車の有効活用について伺う。
- 2 地方交付税の留保率の見直し等の要望は行っているのか。

防犯・交通安全課長

- 1 平成28年度は、市町村に今ある公用車を青色防犯パトロール車両として活用してもらえるように働き掛けを行った。その結果、青色防犯パトロール車両全体として、平成27年度は14台しか増加しなかったが、平成28年度は108台の増加となった。この1年間で、市町村では約90台の青色防犯パトロール車両が増加したが、団体の費用負担を軽減させるためにも、今後も引き続き、公用車の青色防犯パトロール車両の活用を働き掛けていく。

企画総務課長

- 2 地方交付税の総額確保等について、利用しやすい制度となるよう全国知事会、九都県市首脳会議、関東地方知事会を通して要望を行っている。国でも、財源の見直しなど少しずつ制度の見直しを行っている。

藤林委員

留保率の見直しは要望しても実現しない。どう考えているのか。

企画財政部長

留保の比率の見直しは、良い面、悪い面がある。比率を高めると、景気が悪化した際に必要な歳入を確保できなくなるなど難しい面がある。地方創生といわれる中、市町村を含

め、企業を誘致し、雇用を創出するなどの地方の努力をみていこうという制度の見直しが行われている。

新井副委員長

企業立地の目標件数に規模などの基準はあるのか。また、今回の目標件数150件に対して、新規雇用の目標値は何人だったのか。

企業立地課副課長

新規雇用者数については特に目標を定めていない。雇用者数が少ないからその企業を誘致しないということはない。ただし、埼玉県産業立地促進補助金を支出する際には、新規雇用が5人以上、規模の小さい企業は1人以上といった基準を設けている。

新井副委員長

企業誘致の目標は建物の数を増やすより、雇用を増やすことが重要と考える。新規雇用者数についても目標があってしかるべきである。このことについて意見を伺いたい。

企業立地課副課長

目標については今後検討していきたいと思うが、特に流通加工業は圏央道効果で増えており、新規雇用も多いので、このような業種を積極的に誘致するなどの取組を推進していく。

柿沼委員

- 1 圏央道が開通して本県が注目されている。企業立地に当たっては、地域からの熱いラブコールがどれだけあったかが大きなポイントになる。埼玉県では企業誘致活動の際、どのような売り込み方をしているのか教えてもらいたい。
- 2 集約農業を図るために、農地を整備してもらいたいと考えたが、昭和44年の通知がまだ生きていて、新しい田は増やさないということである。企業誘致に向けて経済産業省や農林水産省の域を超えて連携ができないものか。

企業立地課副課長

- 1 圏央道開通が最大の売りと考えている。県内の5本の高速道路がつながり、西日本や成田空港にも直結した。首都圏に位置し巨大な消費地を抱えていることでも、立地面の優位性は大きい。この売りを生かして、関西方面にも企業誘致を行っており、毎年大阪セミナーに知事が出席してPRしている。その成果として、これまでに西日本に本社を置く企業にも91件立地いただいている。

農業政策課長

- 2 昭和44年の通知については、細かく承知していない。恐らく、米需要が減っている中で開墾して新たな田は作らないというものではないかと考える。農地の利用集積を進めているところであるが、一方で地域振興の中で土地利用の構想を持っていることも承知している。農振農用地は空き地でなく農業振興する場所として農業投資もしてきているので、工業用地として利用するとなると調整が必要となり、時間もかかることとなる。相談があれば、関係部局と連携を図って対応していきたい。